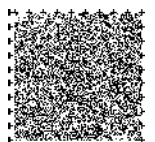


第1章 はじめに



1

計画策定の趣旨

人生をより豊かで、健康に過ごすために「食」は欠かせない大切な要素の一つです。しかし、社会経済情勢の変化、ライフスタイルの多様化などにより、食を大切にする心の欠如や栄養バランスの偏り、肥満や生活習慣病の増加など、食をめぐる様々な問題が指摘されています。

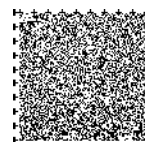
そうした状況の変化に対応するため、国においては平成 17 年 6 月に、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育の推進について定めた「食育基本法」が制定され、国の食育の推進に関する施策についての基本的な方針等を定めた「食育推進基本計画」を平成 18 年 3 月に策定、東京都においても、平成 18 年 9 月に「東京都食育推進計画」を策定しました。

そこで本市においても、市の他の計画との整合性を踏まえながら、食育基本法にもとづき、青梅市における食育に関する施策の総合的で計画的な推進を図るための指針として、「青梅市食育推進計画」を策定しました。

市民の食を取り巻く現状と課題を踏まえ、健康的な食生活を実践できる力を身につける食育の推進はもとより、地域に根ざした食育を推進することにより地域が一体となった取り組みの方向を明らかにしています。また、本計画の策定とあわせ「青梅市健康増進計画」の改定を進めてきましたが、本計画は健康づくりを食育の面から支えることとなります。

食育基本法に掲げられた基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育園等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進



2

計画の位置付け

本計画は食育基本法第 18 条にもとづく市町村食育推進計画に位置づけられるものです。

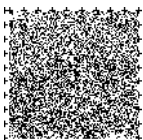
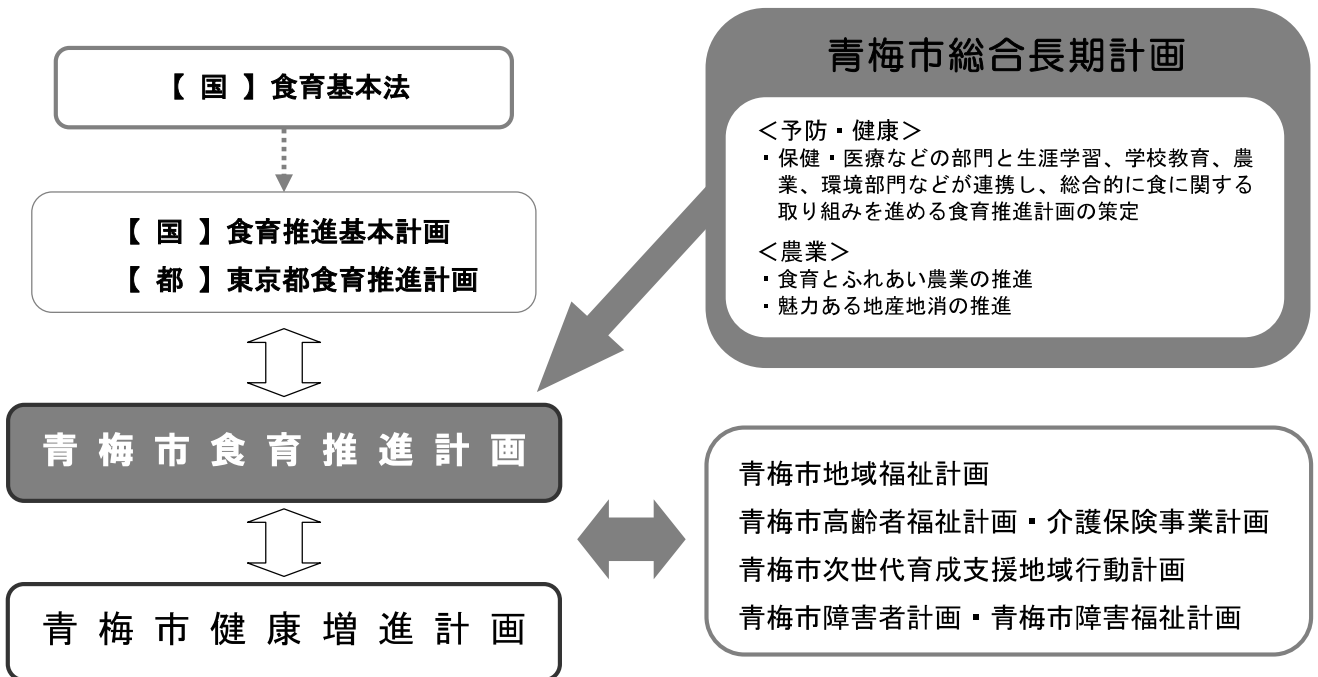
食育の主役である市民はもちろん、家庭・地域、学校、事業者のそれぞれ果たす役割を示すとともに、本計画にもとづき青梅市が中心となり食育を推進します。

3

他の計画との関係

本計画は、本市の最上位の計画である「青梅市総合長期計画」を補完する個別計画であり、同計画において食育は、「予防・健康」と「農業」の中に位置づけられています。

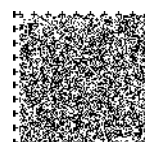
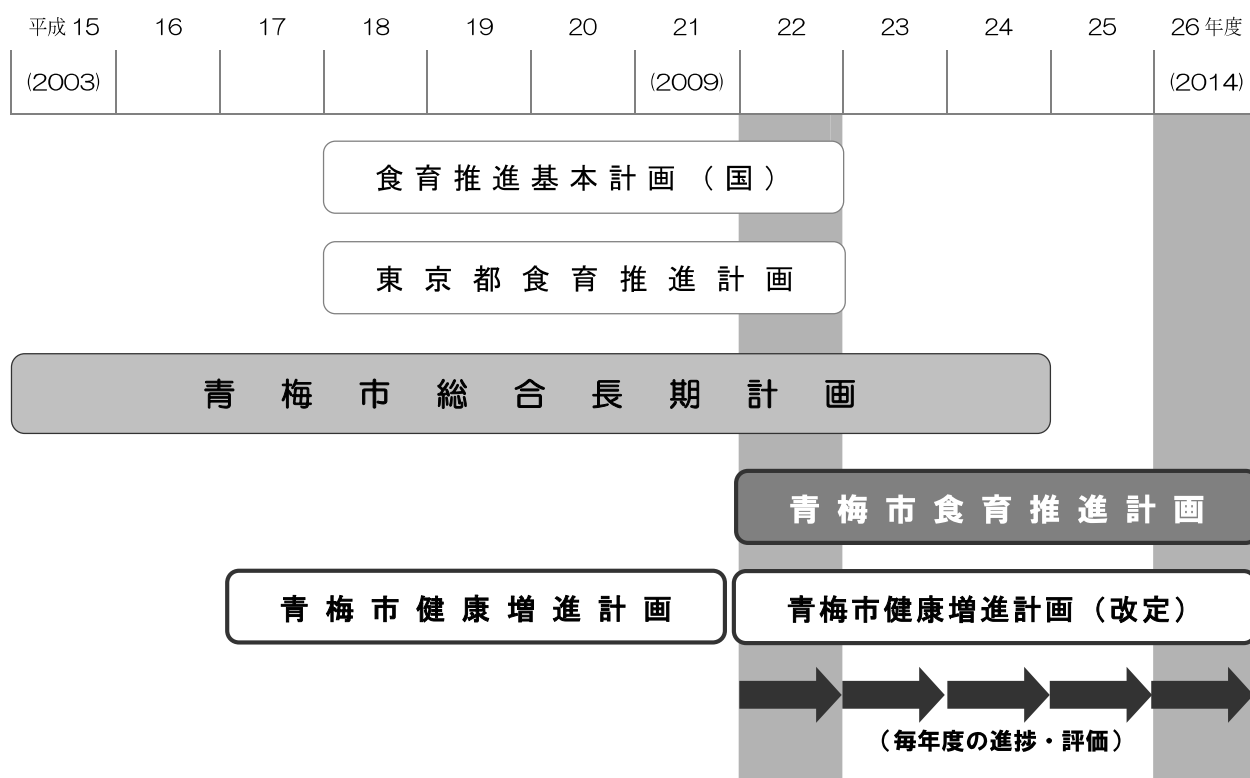
また、食育は裾野の広い取り組みであることから、様々な分野にわたる市の個別計画と関連性を持っています。特に、市民の健康づくりに関する「青梅市健康増進計画」を食育の面から支えていくこととなり、計画の推進にあたっては連携を強めていきます。



4

計画の期間

本計画の期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 年間とします。



5

食育のネットワーク

食育の基本は、家庭や地域において、日々の食生活や食習慣によって培われるものです。本計画は、家庭がそうした役割を十分に果たしていくことができるよう家庭・地域、事業者、行政が連携し地域ぐるみの取り組みを推進します。

